

中間案に対する庁内会議等からの意見及び提案による追加・変更点

資料 3

No	箇所	最終案頁	修正後(最終案)	中間案頁	修正前(中間案)
1	表紙	表紙	最終案 2021(令和3)年1月	表紙	中間案
2	目次 第3章基本目標Ⅱ	目次	共同参画に関する意識の普及と教育推進	目次	男女の人権尊重の推進
3	目次 参考資料	目次	参考資料 名目及び頁 追加	目次	-
4	第1章 計画の策定と背景 1 計画策定の趣旨	5頁	<ul style="list-style-type: none"> ・(5段落3行目) 2014(平成26)年実施の伊賀市男女共同参画に関する意識調査(以下「前回調査」という。)に比べて改善されているものの、 ・(下から4行目) 市民意識やSDGsの視点や、性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などの多様性を認め合い、誰もが希望をもって、参画・活躍できるダイバーシティ社会※の実現に向けた取り組みを進めるため ・(下から2行目) 新たにの前「を踏まえ」を削除 	5頁	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識やSDGsの視点を踏まえ ・「ダイバーシティ社会」 →※とともに用語説明加筆 ・前回調査に比べて改善されているものの、
5	第2章 計画の基本的な考え方 1 計画の基本理念 (2) 基本理念	12頁	多様な主体が活躍できる男女共同参画社会の実現	12頁	多様な主体が輝く男女共同参画社会の実現
6	3 計画の目標と体系 (1) 基本目標 基本目標Ⅱ	14頁	基本目標Ⅱ 共同参画に関する意識の普及と教育推進	14頁	男女の人権尊重の推進
7	3 計画の目標と体系 (2) 重点項目 重点1 社会活動・地域活動における男女共同参画の推進	17頁	<ul style="list-style-type: none"> ・(下から4行目) 性別による固定的な役割分担意識 	17頁	性別役割分担意識

No	箇所	最終案頁	修正後(最終案)	中間案頁	修正前(中間案)
8	3計画の目標と体系 (2)重点項目 重点3 ダイバーシティ 社会の実現に向けた 取り組みの推進	20頁	<p>(重点3を追加) 重点3ダイバーシティ社会の実現に向けた取り組みの推進 本市においては、少子高齢化が加速し、価値観やライフスタイルの多様化 などが進展する中、性別、年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的 指向・性自認などにかかわらず、一人ひとりが主体的に社会に参画し、 「自分らしく生きること」につなげていくことが重要です。 しかしながら、ひとり親や高齢者、障がい者、外国人等は社会から孤立 し、生活する上で様々な困難な状況になることが懸念され、特に女性である 場合には、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を背景 に複合的な困難を抱える状況が考えられます。 このことから、困難に直面する人々が地域で安心して暮らすことができる よう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな取り組みが必要です。 特に、ダイバーシティの視点に立って、本市では、多様性を認め合い、誰 もが自分らしく暮らせる社会をめざし、2016年(平成29)に「伊賀市 パートナーシップ宣誓制度」の導入と、多様な性的指向・性自認への理解 促進としてALLY(アライ)の取り組みを進めてきました。 しかし、男女共同参画に関する意識調査では「性の多様性に対する理解を 進める啓発、情報提供の推進」が必要と考える市民の役割は約1割強に止 まっている状況でした。 この現状は、社会の理解が今なお十分には進んでいない状況であり、性の 区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題も依然とし てあることから、性的指向や性自認が多様であることの理解を広げるため の啓発が必要です。</p>		—
9	3計画の目標と体系 (3)計画の体系 基本理念	22頁	多様な主体が活躍できる男女共同参画社会の実現	20頁	多様な主体が輝く男女共 同参画社会の実現
10	3計画の目標と体系 (3)計画の体系 基本目標II	22頁	(基本目標II) 共同参画に関する意識の普及と教育推進	20頁	男女の人権尊重の推進
11	3計画の目標と体系 (3)計画の体系 基本施策2 具体的施策10	23頁	10. 男女共同参画を進める指導者の育成	21頁	10. 男女共同参画を進め る男性リーダーの育成

No	箇所	最終案頁	修正後(最終案)	中間案頁	修正前(中間案)
12	第3章 計画の内容 基本目標I あらゆる分野における 男女共同参画の推進	26頁	(本文4行目) 性別による固定的な役割分担意識や 本文8行目へ加筆 女性が能力を発揮する機会が失われていたりすることもあります。第 3次計画の取り組みでは、審議会委員、住民自治協議会運営委員会へ の女性の登用を各審議会、各住民自治協議会へ取り組みを促しまし た。しかしながら、審議会においては、専門知識等の有無により、女 性の専門有識者が少ない現状であり、また、自治協議会運営委員につ いては、まずは、各自治会長への女性の登用が必要であることから、 各自治会における女性の自治会長の推進を図る必要があります。 また、毎年開催している「いきいき未来いが」では、市内の企業の賛 同を得ながら、男性の参加者も増加し、3年前から若者、特に高校生 がオープニングに出演して、男女共同参画の意義・目的を伝えてきま した。 今後は、「女性防災リーダー養成研修」を踏まえて、住民自治協議会 における、女性の視点からの防災のあり方を自治協議会単位で構築し ていくことにより、女性と地域の関りをつなげていく必要があります。 また、SDGsにおいて、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベル の意思決定において、完全かつ．．．	24頁	・本文4行目 性別による役割分担 意識や ・本文7・8行目 女性が能力を発揮する機 会が失われていたりする ことでもあります。また、 SDGsにおいて、政治、経 済、公共分野でのあらか ゆるレベルの意思決定にお いて、完全かつ．．．
13	数値目標	27頁	数値目標の指標目標 訪問企業数・・・「企業人権啓発訪問数」とする。 同目標の現況・目標数値 現況R1 181 目標R7 260 (内、人企連数：85)	24頁	指標目標 訪問企業数 現況R1 181 目標R7 170
14	女性防災リーダー養成 研修修了生人数	27頁	目標R7 45人 (R2～R4 3年間事業)		目標R7 45人 (R2～R43年間事業)
15	基本施策2 雇用における男女共同 参画の推進 具体的施策4 雇用における男女の 均等な機会と待遇の 確保 行政の役割	33頁	取組10を追加 取組10 LGBT※当事者等の人々の実態生活における人権保障の取り組み の推進 概要 企業・事業所等を含めてあらゆる分野において、LGBT当事者等 が自分らしく生活できる環境整備を進めるための啓発を推進します。	30頁	性的マイノリティ→「L GBT当事者等」へ変更
	取組番号		以下取組番号繰り下げ		
16	具体的施策10	40頁	男女共同参画を進める指導者の育成	37頁	男女共同参画を進める男 性リーダーの育成

No	箇所	最終案頁	修正後(最終案)	中間案頁	修正前(中間案)
17	具体的施策 1 0 行政の役割	40頁	取組 2 5 男女共同参画を進める指導者の育成とスキルアップのための支援 概要 男女共同参画を進める指導者の育成とスキルアップのための支援を行います。	37頁	取組 2 4 男性リーダーのスキルアップのための支援 概要 男性リーダーの育成を図るための啓発、支援を行います。
18	基本目標 II	41頁	共同参画に関する意識の普及と教育推進	38頁	男女の人権尊重の推進
19	本文	41頁	(本文 7 行目へ加筆) このような状況のなかで、第 3 次計画では、伊賀市男女共同参画ネットワーク会議会員である『男女共同参画情報紙「きらきら」編集グループ』とともに、男女共同参画に関わる情報を収集し、機関紙「きらきら」として、市民に情報提供を行ってきました。また、人権問題地区別懇談会等において、男女共同参画の重要性について啓発してきました。 また、11月のDV防止週間では、伊賀上野城、ハイトピア伊賀、上野市駅において、パープルライトアップし、DV防止を呼び掛けるとともに、月1回女性弁護士による女性のための女性法律相談を行い、生活のことや心のケアに取り組みました。しかしながら、人々の意識や社会通念は、慣習やしきたりなど、生まれてから大人へと成長する間	38頁	本文 5 ～ 7 行目 無意識の人権侵害などいわゆる人権尊重の理念が欠如している実態があります。人々の意識や社会通念は、慣習やしきたりなど、生まれてから大人へと成長する間
20	数値目標 指標項目 現況R1 目標R7	42頁	追加 指標項目 性の多様性についての啓発が必要と考える市民の割合 現況R1 11.6% 目標R7 30%	38頁	-
21	具体的施策 2 3 行政の役割	59頁	取組 5 5 多様な性的指向・性自認への理解促進と支援 市民・事業者等の役割 ・市民及び事業者等は、多様な性的指向・性自認への	55頁	取組 5 5 多様な性自認※・性的指向※への理解促進と支援 市民・事業者等の役割 ・市民及び事業者等は、多様な性自認・性的指向への
22	具体的施策 2 3 行政の役割	59頁	追加 取組 5 6 「パートナーシップ宣誓制度」の条例化に向けた検討協議の実施 概要 現行のパートナーシップ宣誓に関する要綱について、市の人権課題として取り組みを強化するために「条例化」にむけて検討協議を進めます。	55頁	-
	取組番号		以下取組番号繰り下げ		

No	箇所	最終案頁	修正後(最終案)	中間案頁	修正前(中間案)
23	基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・ バランス(WLB) の実現	63頁	<p>文頭へ加筆</p> <p>第3次計画でのワーク・ライフ・バランスの推進の取り組みについては、部下の仕事と家庭の両立を進めるため、2016年に伊賀市幹部職員による「ハタラクカタ応援宣言」を行いました。また、2018年には、企業・事業所・団体等に働きかけ、ワーク・ライフ・バランスを応援しながら、組織の業績向上と自ら仕事と生活を充実させる上司(ハタラクカタ応援人)になることを宣言する「ハタラクカタ応援共同宣言」を行い、行政、企業・事業所・団体等と共に、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んできました。</p> <p>また、女性が地域社会や職場で活躍することができる体制を構築するために、女性を支える男性の育成として「男性リーダー養成連続講座」を3年間実施し、47名の男性リーダーの養成に取り組みました。</p> <p>しかし、意識調査を見ると、前回調査と比べて「男は仕事、女は家庭・</p>	59頁	<p>文頭</p> <p>・意識調査を見ると、前回調査(2014(平成26)年度実施)と比べて「男は仕事、女は家庭・(下線部削除)</p>
24	基本施策8 調和のとれた仕事・家庭・ 地域生活の推進	64頁	<p>(本文5行目)</p> <p>性別による固定的な役割分担意識</p>	60頁	<p>本文5行目</p> <p>性別による男女の固定的な役割分担意識</p>